



岐阜大学機関リポジトリ

Gifu University Institutional Repository

社会福祉労働の矛盾と課題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-10-20 キーワード: 社会福祉労働, 生存権, 準使用価値, 準価値・準剰余価値, コミュニケーション, 福祉利用者の潜在能力 作成者: 竹原, 健二 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/4562

社会福祉労働の矛盾と課題

竹原健二

(2004年5月17日受理)

Contradiction and Problem of Social Welfare Labor

Kenji TAKEHARA

Abstract

The social welfare system has changed in quality to the contract system of which the principle is the market welfare from the placement system by a social welfare basic structural reform. And, the contradiction of the social welfare labor expands and has become obvious under the social welfare system that changes in quality. For instance, the social welfare labor is made to be converted from the labor of the right to maintaining decent living security to the labor of the profit seeking, and the nursing welfare worker who cannot help working under a very bad working condition has been generated voluminosly. And, social welfare worker's right to maintaining decent living is destroyed.

In this text, something is considered to work social welfare preferable for the welfare user clarifying such contradiction. Moreover, The problem of way to grasp and the formation of the public of the social welfare labor is considered.

Keywords: 社会福祉労働(Social Welfare Labor), 生存権(Right to Maintaining Decent Living), 準使用価値(Quasi-Value of Usability), 準価値・準剰余価値(Quasi-Value・Quasi-Surplus Value), コミュニケーション(Communication), 福祉利用者の潜在能力(Welfare User's Capacity)

1. はじめに

社会福祉基礎構造改革は、社会福祉を次のように変質させた¹⁾。第1点の変質は、福祉供給多元化のスローガンの基に、公的福祉供給体制の解体及び減少を促した。これまでの福祉供給体制は、公立や社会福祉法人を原則としてきたが、民間営利企業を社会福祉分野に参入させた。例えば、東京都では民間企業が、江戸川区及び三鷹市ではベネッセコーポレーションが、埼玉県上尾市でも民間企業が認可保育所として参入した。第2点の変質は、従来の措置制度から民法上契約制度に変更させられた。措置制度は、第1に憲法第25条及び憲法第13条等に基づいた生存権的平等及び個人の尊重に基づいた福祉追求権を具体的に

保障する施設入所・福祉サービス提供の為の公的責任システムであり、第2に生存権的平等のナショナル・ミニマムが必要なすべての人々に保障する制度であり、第3に民間社会福祉事業の運営費を措置委託費として支弁し、福祉事業展開を財政的に保障する制度であるにもかかわらず、措置制度が福祉利用者の自己選択・自己決定を保障していないと言う誤った問題追求により、一部に措置システムを残しながらも、基本的には解体させられた(本当は、官僚的な運用上に問題の核心があった)。第3点の変質は、貧困者や低所得者等ほど社会福祉の必要性が高いにもかかわらず、貧困者や低所得者等が利用しにくい費用負担体系に変えられたことである。本来、しかも歴史的にも社会福祉は貧困者や低所得者等を第一の対象者としたし、生活問題²⁾(生活手段の欠乏・不足と生活主体者の潜在能力の欠乏・不足)は貧困者や低所得者等に集中していた。したがって、社会福祉はその必要性に応じ利用し、所得に応じて支払うシステムが民主主義的及び累進課税の費用徴収のあり方であり、このような生存権的平等保障としての社会福祉を尊重擁護していくのは為政者等の義務でもある(憲法第99条「憲法尊重擁護の義務」)。ところが、社会福祉基礎構造改革及び介護保険制度では、応能負担(福祉利用者の所得水準に応じた負担)から応益負担(社会福祉の利益に応じた負担)の原則に力点を移した。第4点の変質は、第2点の変質とも関連するが、社会福祉を生存権的平等保障体系から、契約制度を合理的に機能させる為の手続き的「権利擁護制度」に限定された方向に転換すると言う改革が行われた。これらの改革は、生存権的平等保障としての社会福祉を所得水準に応じた福祉サービス商品の購入システムへと転換させたのであり、市場福祉を骨格に変更したことに本質があると言える。

本稿では、以上の社会福祉の状況の中で、生存権的平等保障労働としての社会福祉労働がどのように歪められているか、その階級的な矛盾を明らかにしつつ、福祉利用者にとって望ましい社会福祉労働とは何か、その公共性をどのようなものとして捉え形成していくかの課題を論じていきたい。

2、社会福祉労働とは何か

現代社会における社会福祉労働は、多様な分野に分かれ、多様な社会福祉労働の事実の現象が見られる。つまり、社会福祉労働は、「①金銭給付及び貸付、②福祉施設提供、③生活補助設備、器具の提供、④機能回復・発達のための設備、器具の提供、⑤生活の介助・介護、⑥予防・治療のための医療給付、⑦生活指導を含む機能回復・発達のためのリハビリテーション給付、⑧職業訓練給付、⑨診断・斡旋措置を含む相談などの人的手段を通じた直接的な現物給付、⑩問題発見や解決のための調査活動、⑪問題解決のための社会資源の媒介・調整や社会的認識向上のための広報活動、⑫問題解決のための地域住民や関係団体、関係施設などの組織活動、⑬社会資源の有効活用のための連絡調整活動などの間接手段の提供³⁾」等の社会福祉労働の事実の現象として見られ、しかも多くの場合、これらの社会福祉労働は複合的に行われ、また社会福祉の歴史の発展過程においてその社会福祉労働の量と質は相違する。とは言え、これらの社会福祉労働の事実の現象の認識(感性的認識)に留まらず、これらの社会福祉労働の事実の現象の内的関連と相互依存性において、これ

らの社会福祉労働の事実の現象を分析して本質を抽出していく必要がある(理性的認識)。

とするならば、社会福祉労働はまず第一に、外的対象であり、その諸特性によって福祉利用者の人間らしい暮らしの良さを実現していく公共性を基礎とした具体的有用労働(準使用価値)である(それゆえ、福祉利用者にとって社会福祉の準使用価値を高めることは、社会福祉の公共性を確立することにもなる)。そして、「『福祉』(well-being)はひとが実際に成就するもの—彼/彼女の『状態』(being)はいかに『よい』(well)ものであるか—に関わっている⁴⁾。」ものであるとすれば、「われわれは明らかにひとの『機能』にまで、すなわち彼/彼女の所有する財とその特性を用いてひとはなにをなしうるかにまで考察を及ぼさねばならないのである。例えば、同じ財の組み合わせが与えられても、健康なひとならばそれを用いてなしうる多くのことを障害者はなしえないかもしれないという事実に対して、われわれは注意を払うべきなのである⁵⁾。」つまり、福祉(well-being)は、社会福祉労働、福祉労働手段、生活手段等を用いて福祉利用者の潜在能力によって実現していくものであるので、手段の欠如・不足のみに注目するのではなく、手段を用いて人間らしい暮らしの良さを実現していく福祉利用者の潜在能力にも注目していかなければならないのである。

そして、福祉利用者の人間らしい暮らしの良さの実現は、それが例えば、物質的生産物(福祉施設や福祉機器等)で生じようと、人的サービス(ホームヘルプサービス等)あるいは物質的生産物と人的サービスとの併用で生じようと、少しでも事柄を変えるものではない。重要なのは、社会福祉労働が福祉労働手段を媒介として福祉利用者に対象化(社会福祉労働の対象化とは、福祉利用者に社会福祉労働者の脳髄、神経、筋肉、感官等の支出労働と福祉労働手段等の凝固の社会関係を意味する)・共同化⁶⁾(社会福祉労働の共同化とは、社会福祉労働を一つの労働過程として捉えた場合、社会福祉労働者がその労働主体となるが、社会福祉労働者と福祉利用者とのコミュニケーション過程の面から見ると、社会福祉の必要性・要求の発信主体は福祉利用者であり、社会福祉労働者は福祉利用者の了解・合意を前提にして、一つの共受関係に入る。そして共受関係とは、社会福祉労働者が福祉利用者の労働能力も含めた生命の維持・再生産・発達あるいは人間らしい暮らしの良さの実現の支援を担うと同時に、社会福祉労働者自ら発達するという関係、お互いがお互いの発達を受け合い、共に享受するという関係を意味する)されることによって、福祉利用者の人間らしい暮らしの良さを実現することである。この人間らしい暮らしの良さの実現は、二重の観点から、すなわち質と量の面から分析していく必要があるが、その実現は福祉利用者にとって準使用価値(物質的生産物の商品の使用価値に対比して)となる。

そして、準使用価値を高めていくことは、社会福祉の公共性を確立していくことにも繋がる。と前述したが、だからと言って、国家(地方自治体も含む)が自発的に公共性の社会福祉を創設したのではない。生活問題を担った福祉利用者の福祉要求及び社会福祉労働者をはじめとする労働者階級に属する人々等、生活問題からの解放を求めての社会運動・社会福祉運動等に対する譲歩である。と言うのは、現代資本主義社会における福祉利用者のように労働者階級等に属している人々は生産手段・生活手段から疎外されており(中間階級の

人々は、小規模な生産手段を所有しているが、生活問題を担いやすい状況下にいる)、生活問題を担うのは必然的である。そして、生活問題の状況下の福祉利用者は、自分の非人間化を意識し、それゆえに自分自身を止揚する非人間として生みださざるをえない。かくして、生活問題の状況下にある福祉利用者、彼/彼女に社会福祉の必要の意識をもたらしめ、内的必然性をもって、人間としての生存を求めて、国家に社会福祉を要求していく社会運動・社会福祉運動におもむかせざるをえないのである。つまり、生活問題の担い手の福祉利用者の「状態は、現在のあらゆる社会運動の実際の土台であり、出発点である⁷⁾」。と同時に、「どこでも政治的支配の基礎には⁸⁾」、社会福祉等のような「社会的な公務活動があったのであり、また、政治的支配はそれが自己のこういう社会的公務活動を果たした場合にだけ長く続いた⁹⁾」のである。

ところで、準使用価値は、福祉利用者の人間らしい暮らしの良さの実現であるが、その準使用価値を捨象するならば、社会福祉労働に残っているものは、無差別に人間労働のその支出形態(人的サービス提供形態の社会福祉労働、生活手段提供形態の社会福祉労働、金銭給付形態の社会福祉労働、これらの提供形態の併用の社会福祉労働)には関わりのない抽象的人間労働(抽象的人間労働とは、人間の脳髄・神経・筋肉・感官など支出労働であると言う意味)の支出の、ただの凝固の社会関係のほかには何もない。これらのことが意味しているのは、ただその福祉利用者に福祉労働手段と共に社会福祉労働者の抽象的人間労働力が支出されており、福祉労働手段や抽象的人間労働力が積み上げられている(それによって福祉利用者の労働力も含めた生命の維持・再生産・発達が行われている)と言うことだけである。このようなそれらに共通な社会関係の結晶として、これらのものを準価値¹⁰⁾(物質的生産物の商品の価値と対比して)と言う。つまり、抽象的人間労働力が価値になるのは、人間の生存の根本的要素である自然素材と抽象的人間労働力が結合し、凝固状態にあるからである。とするならば、福祉利用者(人間)と言えども自然素材と同次元(人間も自然的存在であり、自然の一部であると言う意味)にあり、しかも人間(福祉利用者)に対して人間労働力(社会福祉労働者等の労働力)が対象化・共同化されているのである。そして、物質的生産におけるどんな労働力も、使用価値対象であることなしには価値でありえないように、どんな社会福祉労働も、準使用価値であることなしには準価値ではありえない。

また、現代資本主義社会における社会福祉労働は、単に準価値を形成するだけでなく、準剰余価値も形成する。と言うのは、国家は社会福祉のような「“人間投資”は、経済発展の基底をなすもの、経済発展がそこからたえず養分を吸収しなければならないものであり、経済発展に背くものではなく、その発展とともにあるのである¹¹⁾」と考えており、購入した社会福祉労働力の賃金よりも高い価値を浴するからである。国家は、社会福祉労働者に賃金を支払うが、社会福祉労働者が一労働日(1日の労働時間)中に福祉利用者に対象化・共同化した準価値は、社会福祉労働者の賃金を超える部分を含む。すなわち一労働日は、必要労働=支払い労働と剰余労働=不払い労働との二つの部分からなる。例えば、支援費制度における居宅介護支援費(丙地単価)の中の身体介護は1時間4,020円である。1日8

時間の身体介護を行うものとする、4時間=16,080円である必要労働=支払い労働の価値を超える4時間=16,080円の余分の準価値、すなわち準剰余価値が生まれると推定できる。こうした準剰余価値は、居宅介護事業者が利潤として取得する。

以上の点を要約して社会福祉労働とは何かを定義するならば、次のような定義が可能である。つまり、社会福祉労働とは、現代資本主義社会の欠陥による生活問題の担い手である労働者階級や中間階級等の相対的過剰人口の一員を中心とした福祉利用者の生存権的平等保障活動・運動に影響されて、生活問題に向けられた階級的な準価値の形成と準剰余価値の取得・支配の国の公的社会的方策・施設・サービスにおける労働の総称であって(本質)、その本質の現象的表現は、部分的あるいは全体的に福祉利用者の生活問題に対応する精神的・物質的な支援、保護及び福祉(人間らしい暮らしの良さの実現)等の準使用価値=公共性を、社会福祉労働・福祉労働手段・コミュニケーションを媒介として、個別的・集团的・組織的及び総合的に保障するところにあると言える。

3. 社会福祉労働の矛盾

前述においては、社会福祉労働に準使用価値=公共性と準価値・準剰余価値=私的性(階級性)が矛盾対として統一して存在していることを分析した(前者は、現代資本主義社会と言う歴史性を捨象して社会福祉労働を分析したものであり、後者は、現代資本主義社会と言う歴史性との関連で社会福祉労働を分析したものである)。以下では、準剰余価値を高めていく社会福祉が促進されると、次のような矛盾が深刻化してくる。

つまり、準剰余価値を促進していくことを意図とする新自由主義及び新保守主義の影響を受けた社会福祉基礎構造改革は、戦後公的福祉制度(措置制度)の解体を意図としたものであるから、当然、基本的には措置制度を切り崩した。そして、次のように民間福祉の営利事業化、福祉サービスの商品化等が進められていくことになる。

民間福祉の営利事業化の例としては、保育労働を考えて見よう。営利企業型保育所の参入及び福祉サービスの商品化によって次のような矛盾が発生する。矛盾の第1点は、認可保育所に投入される保育所運営の為の公費が営利企業の手におたること、したがって保育が営利対象に組み入れられることが鮮明になる¹²⁾。保育所運営費が社会福祉法人や地方自治体等の非営利団体に委ねられていたときには、制度上、保育が営利事業の対象にならなかった。それが、認可保育所の経営に営利企業が参入する場合には、この原則が崩れ去ることになる(ここで営利企業とは、発生した剰余金を利益として分配するかどうかを基準にした概念である)。つまり、営利企業型保育では、保育労働と言う公共的目的の為に投入される公費が株主への配当と言う営利目的の為に流用されると言う危険性生まれる。これは、保育労働の公共性と企業の営利性(私的性)が衝突したときに起こる矛盾にほかならない。

矛盾の第2点は、社会福祉における管理運営及び実施等の国家の公的責任をなし崩しにし、商品化を拡大したことである¹³⁾。つまり、保育労働サービスに対する公費=税金の投入を保育所向けではなく、利用者向けに転換し、公費負担を保育所利用者が保育所を利用す

るときの保育料に対する補助金に切り替えた。この保育料補助方式のもとでは、保育所を利用する親が公費を受け取ることになり、その補助をバックにして各種保育労働サービスを市場から自由に選択し購入することになる(この段階になると、保育労働サービスの商品化が実現し、保育労働サービスは契約型利用と言う名前で自由に売買されるサービス商品の一種に転化することになる)。しかし、貧困や低所得者の親が、商品としての保育労働サービスが必要であるにもかかわらず購入できない場合、「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」(児童福祉法第1条)、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身とともに健やかに育成する責任を負う。」(児童福祉法第2条)と矛盾することになる。そして、前述の保育料補助方式は、他の福祉分野、すなわち高齢者や障害のある人の社会福祉の分野にも例証を見ることができる¹⁴⁾。例えば、介護保険は介護労働サービスにかかる費用の負担に対して原則9割の補助と言う考え方に立脚しており、介護保険を通じた公費補助は要介護高齢者等の介護料金に対する補助として支出されている。介護保険は介護保障を目的としたものではなく、介護保険で要介護高齢者に対して、認定された範囲内と言う限定つきで、介護労働サービス料に対してその9割を補助しようと言う方式である(それゆえ、これはサービス料補助方式を適用したものである)。さらに、2003年4月から障害のある人の福祉労働サービス分野で従来の措置制度が廃止され、契約型利用方式に変質させられ、利用料補助方式が採用されたのである。

矛盾の第3点は、社会福祉労働サービスを商品化し、減価償却費の導入など一般企業の会計システムを基本として利益の追求が目指された点である。と言うのは、「社会福祉事業の基本は、営利を目的としない非営利の事業原則をもつことは、法的にも明らであり、公的な事業としての性格も明らかである。今回の会計システムの『改革』は、これらの基本や原則と矛盾するものである¹⁵⁾。」

矛盾の第4点は、本来、社会福祉は福祉利用者の生存権的平等保障を図っていくものであるにもかかわらず、むしろ生存権的不平等を図っている点である。福祉事務所の現場のある社会福祉労働者は、次のように述懐している。「A市福祉事務所の生活保護は、……生活保護法などの法律に根拠を求めた事務執行ではなく、曖昧、ズサンなものであることが指摘できます。……このような問題の生じる原因の全てが、A市福祉事務所生活保護担当職員の資質、社会福祉主事資格保有の有無にあるとは限りません。……この理由は、厚生省が先に紹介した『123号通知』の推進、『指導監査からみた生活保護の実務』(発行所・財団法人社会福祉調査会)のバイブル化した推奨にあります。この内容は、生活保護法第1条『この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮する程度に応じ、保護を行いその最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする』の理念とは、大きくかけ離れているからです¹⁶⁾。」つまり、生活保護における「適正化政策は、1981年の『123号通知』の実施体制の下で生活保護受給世帯の引き締め・切捨てと財政削減を強行したその結果、生活保護世帯の激減や『餓死事件』の発生など、憲法25条の理念を唯一具体化した生存権保障としての『生活保

護は機能を果たさず、その形骸化は誰の目にも明らかであった。すべての国民の権利として『健康で文化的な最低限度の生活』を保障する生活保護制度の形骸化を押しすすめる適正化政策のもとでは、当然、福祉労働・ケースワーク援助のあり方も、『適正化』のマニュアルどおりに保護削減を忠実に実行することに目的を置く実践を強要され¹⁷⁾ている。そして、「保護切捨て・生存権保障労働否定の厳しい政策の押しつけは、次第に福祉労働者の人権感覚を希薄なものにさせ、福祉労働のマニュアル化やコンピューター操作に依存する機械的なケース処理などを当然のこととして福祉労働の専門性発揮や専門性の蓄積・継承のための条件を切り崩し、ひいては福祉労働者・公的扶助ケースワーカーの働き甲斐や仕事への誇りをも奪うことにな¹⁸⁾っている。

矛盾の第5点は、商品としての社会福祉労働サービス提供の現場においては、利潤の効率性が強制されるので、その専門性や裁量権を発揮する条件も機会も保障されていないということである。例えば、介護労働サービスにおいては、「利用者との十分なコミュニケーション・人間関係をとおして信頼関係を作り出すゆとりもなく、常に変化する利用者の状態に即応するホームヘルパーの主体的判断や裁量権も介護保険制度のなかで奪われて¹⁹⁾いるのである。つまり、「利用者の生活を全体として支え、利用者の人間・人格そのものに関わりつつ人間の尊厳に値する介護・家事援助をめざすホームヘルプ労働が、その専門性を発揮する条件も機会も保障されず、単に時間単位で換算される『サービス』を提供するにすぎないというホームヘルプ労働・福祉労働の『商品化』ともいべき労働の変質が進行している²⁰⁾」のである。

矛盾の第6点は、事業者が利潤を高めていく為には準剰余価値を高めていく必要があり、即ち社会福祉労働者に低賃金かつ劣悪な労働条件を強いると言う矛盾が必然的に生まれるということである。ゼンセン同盟・日本介護クラフトユニオンの2000年6月から7月にかけての「介護事業従事者の就業実態調査」によれば、給与の支給形態は、時間給45.8%、月の固定給が45.1%である。時間給制では、1,000円台が41%と最も多く、1,500円未満と合わせると70%に及ぶ。一方、月の固定給制では、金額で最も多い層が15万円から20万円が53%、次いで20万円から25万円が23.3%、そして15万円未満が14.9%であった。また、通勤費については、一部負担が13.4%、なしが20.6%に及ぶ。業務に就くための移動時間については、有給が50%強に留まっている(なお、待機時間については、登録ヘルパーの91.5%、パートヘルパー57.3%が無給となっている)。こうした賃金や労働条件の実態から見て言えることは、移動時や待機時間などサービスに当然伴う時間について対価が支払われていないことが多く、拘束時間との関係からすると、実質的な給付は著しく劣悪と言わざるを得ない。そして、「ヘルパーの雇用形態が、正規・常勤ヘルパーの解雇・非常勤・パート化、有償ボランティア・登録ヘルパーへの転換など、雇用・身分の不安定化が急速に進んでいる²¹⁾。」

4. 社会福祉労働の課題

前述においては、今日の社会福祉政策が準剰余価値を高めていく市場福祉の推進を明確

にされる中で、人権・生存権的平等保障を否定する社会福祉労働の矛盾が生成していることを論じた。以下では、国家の財政・運営管理・実施責任の基に福祉利用者にとって社会福祉労働の準使用価値を高めかつ公共性を具体的な実践を通して明らかにしていくことが課題であり、その点を論じていく。

ところで、社会福祉労働の公共性の基準をどのように考えれば良いのであろうか。公共性とは固定した物理的属性(物理的属性とは、誰かが社会福祉労働サービスを利用したからと言って、他の何者もその社会福祉労働サービスの利用から排除されないと言う属性、誰かがその社会福祉労働サービスを利用しても他者の利用と競合せず、他者の利用が減るわけではないと言う属性である)を第一の基準にしたものではなく、福祉利用者がつくっていく公共性の点から考えれば、次のような基準が妥当であろう²²⁾。

社会福祉労働サービスの公共性の第1の基準は、福祉利用者の労働能力も含めた生命(潜在能力)の維持・再生産・発達の人権・生存権的平等保障であると言える。特に生命の中に内在している潜在能力に重点をおいて福祉(前述した福祉)を考えるならば、福祉の基準は福祉利用者の潜在能力の発達・発揮に求められる。つまり、「個人の福祉は、その人の生活の質、いわば『生活の良さ』として見ることができる。生活とは、相互に関連した『機能』(ある状態になったり、何かをすること)の集合からなっていると見なすことができる。このような観点からすると、個人が達成していることは、その人の機能のベクトルとして表現することができる。重要な機能は、『適切な栄養を得ているか』『健康状態にあるか』『避けられる病気にかかっていないか』『早死にしていないか』などといった基本的なものから、『幸福であるか』『自尊心を持っているか』『社会生活に参加しているか』などといった複雑なものまで多岐にわたる。ここで主張したいことは、人の存在はこのような機能によって構成されており、人の福祉の評価はこれらの構成要素を評価する形をとるべきだということである²³⁾。」とするならば、労働能力も含めた生命の維持・再生産・発達の人権・生存権的平等保障に社会福祉労働サービスの公共性の基準を求めることができる。

社会福祉労働サービスの公共性の第2基準は、労働能力も含めた生命の維持・再生産・発達に必要な場合、社会福祉労働サービスは社会的共同手段(社会福祉労働サービス以外に、上下水道、廃棄物処理施設、生活道路、公共交通手段、学校、公立病院、公営住宅、公園、生活・自然環境、文化財等)になっているかどうかである。社会的共同手段としての社会福祉労働サービスの公共性の基準を求めることができる。

社会福祉労働サービスの公共性の第3基準は、社会福祉労働サービスが必要な時は誰でも利用できる準使用価値を持っているかどうかである。

こうした公共性の基準を具現化していくのが社会福祉労働である。そして、社会福祉労働には、物質代謝労働と精神代謝労働の側面が統一されている。前者は、福祉利用者に社会福祉労働者の労働そのものや福祉労働手段が対象化されることによって、福祉利用者の労働能力も含めた生命の維持・再生産・発達が行われていることである。後者は、社会福祉労働者が福祉利用者に対して働きかけ、人間に固有の文化や能力を継承・発達させる労働

のことである²⁴⁾。

特に社会福祉労働の場合、精神代謝労働の側面が重要視されると同時に、次のような点に留意しなければならない。つまり、社会福祉労働者が福祉利用者の潜在能力(能動的・創造能力と受動的・享受能力)の形成及び発展への実践にあたっては、社会福祉労働者の態度(①福祉利用者にラベルもしくは診断をつけるのではなく、対応する福祉利用者について考え、交流する、②福祉利用者の自己選択・自己決定に対する権利を尊重する、③福祉利用者の生活の質と環境面の要因を考慮に入れながら、『その人全体』に責任を果たす、④福祉利用者の生活問題のアセスメントと実践のために、欠損モデルよりもむしろストレングス視点に焦点を合わせる、⑤福祉利用者たちが関係に持ち込んでくる多様な技能や知識を尊重する、⑥福祉利用者が内面にもっている自分の生活を学び、方向づけようとする意欲を使用する、⑦福祉利用者が社会福祉労働者等に対し、または他の福祉利用者に対し、機関や地域社会に対し貢献する能力と権利を持っていることを尊重する、⑧福祉利用者の個性を認め、福祉利用者個々の独自の特性、価値、社会福祉の必要性を尊重する)、社会福祉労働者と福祉利用者との関係(①パートナーシップモデルに従って実践を行う。福祉利用者との関係において、支配あるいは管理するというよりもむしろ、共有・共存していくあり方を発展させる、②両者の関係を確立し、福祉利用者が成長していく過程のための時間を認める。関係は時間に限定されるものではなく、進行していくものとみなす、③社会福祉労働者は誠実で、自然体で、真心で福祉利用者に対応していく、④社会福祉労働者と福祉利用者が積極的に参加して取り組んでいく、⑤指導力を共有する。福祉利用者が関係に持ち込む指導力を尊重する)、社会福祉労働者の役割(①福祉利用者が抱えている目標と価値に焦点をおいたケアに関するクライアント主導モデルを発展させる、②失われた文化、歴史、アイデンティティを取り戻すため、役割、積極的参加、コミュニティを通して連携を築き上げることを重視する、③技能、知識、柔軟な思考を確立するのに役立つような意味のある活動のための機会を発展させる、④福祉利用者が環境に順応するというよりもむしろ、自分自身の環境を変えていく能力を高める、⑤福祉利用者が危険を冒し、決断を下し、そこから学んでいくようにさせる、⑥自己高揚感を増強させる情報、教育、技能形成を重視する、⑦福祉利用者と家族員との関係において、また組織体のなかで福祉利用者の意志決定を行う役割をとらせるようにする)に留意することが重要である²⁵⁾。

福祉利用者の潜在能力の形成及び発展への社会福祉労働の精神代謝労働の側面においては、コミュニケーションが成立・進行するかどうか重要になってくる²⁶⁾。と言うのは、「本源的には、労働は、主体—客体関係における〈共同化〉をともなう〈対象化活動〉であり、他方、言語的コミュニケーションは、主体—主体関係における〈対象化〉をともなう〈共同化活動〉である²⁷⁾。」とするならば、コミュニケーションは社会福祉労働者と福祉利用者との間の了解・合意を形成する行為であって、これは人間関係の中で重要なこととなる。それゆえ、社会福祉労働には精神代謝労働の側面があるため、福祉利用者の中にコミュニケーションが成立することになる。そして、コミュニケーションには、人間関係の中の決まったルー

ルのように、ある程度定型化・規格化できるコミュニケーションと、人間関係の多様性・個性にねざしたやりとりのように、定型化できないコミュニケーションの二つがあるが、実際には、この定型・非定型両者のコミュニケーションが同時に進行するのが現実であるので、ここに固有の熟練や専門性が問われることとなる。例えば、ホームヘルパーは要介護者に対してある程度定式化できる介護方式に従って介護労働を行っているが、同時に、個々の要介護者にあわせた言葉かけや介護労働を行わなければならない。そして、コミュニケーションは、社会福祉労働者が福祉利用者に働きかけ、福祉利用者の応答・発達を呼び起こすと同時に、働きかける社会福祉労働者の側も自ら発達するという関係をうみだすために、一つの共受関係をつくりだす(共受とは、お互いに受け合い、お互いに享受しあうという意味である)。

さらに、福祉利用者の社会福祉労働の享受能力(潜在能力)について述べるならば、また、人間が本来持ち合わせている潜在的な諸能力=機能を選択的に組み合わせて発揮・実現することが人間の福祉(well-being)であると考えれば、また能動的・創造的能力への注目は言うまでもないが、受動的・享受的能力にも注目していく必要がある²⁸⁾。

この視点は、福祉施設の入所者が朝ご飯を美味しく食べる、誕生会の行事でケーキを美味しく食べる、入所者仲間の間の会話に心が弾む、音楽を耳にはさんで熟睡する、テレビのドラマにほどされもらい泣きをする等の世界、実は人間の生活の重要部分を占めており、そこで発揮される受動的・享受的能力は人間らしい暮らしの良さ(福祉)のかけがえのない力であると言える。したがって、well-beingとしての福祉の豊かさとは、提供される生活手段・社会福祉労働サービス等の受動的・享受能力の発達と正の相関関係にあると言える。

また、この受動的・享受能力とコミュニケーションの関係は、社会福祉の現場での福祉労働を例にして考えると、よく理解できる²⁹⁾。それは、特別養護老人ホームでの行事の時であった。ある寮母は歌手のように衣装をまとい、高齢者を前に歌を唄った。それを聞いている高齢者たちは、満面に笑みを浮かべて、さかんに拍手を送り、口々に「上手や、上手や」と褒め、「人間、やはり長生きしているもんですな」と述懐していた。寮母も、高齢者から送られる拍手に上気だった表情をしていた。これは、高齢者と寮母との、ささやかなりと言えども、一つのコミュニケーションの場を物語っている。高齢者と寮母がふれあい、結びついて、コミュニケーション的關係を切り結んでいる。そこで発揮された高齢者の力とは何か、これが実は寮母の歌を楽しむ受動的・享受能力である。高齢者は寮母の歌声を享受して生きる力を持つようになる。寮母は高齢者が歌を楽しむ表情に接して、次はもっとうまく唄ってやろうと言う意欲に駆り立てられる。これがコミュニケーションの場が持つ独特の力である。

国家の社会福祉政策が市場福祉の拡大を明確にする中で、社会福祉労働の準使用価値を高め国家の財政・運営管理・実施責任による社会福祉の公共性を確立していく為には、前述の視点にたった社会福祉労働を発展させていくとともに、社会福祉労働の専門性の視点から国家の社会福祉政策の社会科学的な批判とそれに対抗できる社会福祉政策の提言等の

取り組みを行っていく活動・運動が必要である。そして、「人間の生存の基盤を支える『人権としての福祉』の思想の成立・系譜は、誰もが人間の自由・尊厳・平等を社会的に守らねばならないという、長年にわたる広範な労働者・国民諸階層の権利要求と歴史的闘いのなかで実現したものであることをあらためて確認することが必要であろう。21世紀の日本の社会福祉・福祉労働を展望したとき、この歴史的事実を踏まえつつ、豊かな人権・生存権保障制度としての社会福祉の再構築の課題を国民的課題として位置づけ、国民的規模での連帯と取り組みを地域のなかから創り出していくことが課題となっている。人権・生存権保障労働としての福祉労働の豊かな発展は、この課題への福祉労働者の取り組みを抜きにしてはありえない³⁰⁾。」

【注】

- 1) 浅井春夫著『市場原理と弱肉強食の福祉への道』あけび書房、2002年、17—19頁。
- 2) 拙稿「社会福祉政策の対象論」(図書紀要委員会編『岐阜大学地域科学部研究報告』第11号、2002年、115—124頁)
- 3) 真田是編『社会福祉労働』法律文化社、1975年、42頁。
- 4) アマルティア・セン(鈴木興太郎訳)『福祉の経済学』岩波書店、1988年、15頁。
- 5) セン、前掲書、21—22頁。
- 6) 社会福祉労働の共同化を考える場合、次のような指摘に留意することが重要である。「保育労働は子供の人権・発達保障をテーマにした精神代謝労働の一つであり、コミュニケーション労働の一種です。保育を一つの労働過程としてとらえた場合、保育士がその労働主体となってあらわれますが、保育士と子供たちとのコミュニケーション過程の面からみると、発達・保育ニーズの発信主体は子供たちであり、保育士は子供たちとの了解・合意を前提にして、一つの共受関係に入ります。共受関係とは、保育士が子供たちの発達を担うと同時に自ら発達するという関係、お互いがお互いの発達を受け合い、共に享受するという関係のことです。これは看護の労働に似ています。看護の看という字はしばしば指摘されてきたように、手と目という文字を結びつけたもので、看護婦は手と目によって患者に働きかける、すなわちコミュニケーションを媒介にして患者に接します。看護婦は、その動作や表情や言葉で働きかけ、患者を励まし、その潜在的な能力を引き出して病気を克服する手助けをします。これと同様に、保育士も子供たちの潜在的な能力に非言語及び言語的コミュニケーションを媒介して働きかけ、その能力を顕在化させる仕事に従事しているわけです。」(二宮厚美著『自治体の公共性と民間委託—保育・給食労働の公共性と公務労働—』自治体研究社、2000年、122頁)。
- 7) フリード・エンゲルス(全集刊行委員会訳)『イギリスにおける労働者階級の状態』大月書店、1981年、9頁。

8)有田光雄著『公共性と公務労働論』(白石書店、1993年、165頁)、芝田進午編『公務労働の理論』(青木書店、1977年、18頁)の両書によって、公務労働の二重性を参考にする。

9)有田、芝田、前掲書を参考にする。

10)準価値は、社会福祉労働中に支出される労働量によって規定される。しかし、ある社会福祉労働者が怠惰または不熟練であればあるほど、多くの労働時間を必要とするので、準価値が大きいと思われるかもしれない。しかし、準価値の実体をなしている労働は、同じ抽象的人間労働である。社会福祉労働の準価値となって現れる総労働は、無数の個別的労働から成り立っているが、ここでは一つの同じ抽象的人間労働とみなされるのである。これらの個別的労働の各々は、それが社会的平均労働と言う性格をもち、このような社会的平均労働として作用し、したがって社会福祉労働においてもただ平均的に必要な、または社会的に必要な労働時間とは、現在の社会的に正常な社会福祉労働の条件と、労働の熟練及び社会的平均度をもって、準使用価値・準価値を形成する為に必要な労働時間によって規定される。

11)1959年度版『厚生白書』、13頁。

12)二宮、前掲書、30—31頁。

13)二宮、前掲書、32—33頁。

14)二宮、前掲書、33—34頁。

15)鈴木清覚「社会福祉法人制度の『規制緩和』と支援費制度」(障害者問題研究会編集委員会編『障害者問題研究』第30巻第4号、2003年、26頁)。

16)赤星俊一著『誰のため何のために福祉で働くのか』あけび書房、2002年、142頁。

17)加藤菌子「社会福祉政策と福祉労働」(植田章・その他編『社会福祉労働の専門性と現実』かもがわ出版、2002年、26頁)

18)加藤、前掲書、26—27頁。

19)加藤、前掲書、28頁。

20)加藤、前掲書、28頁。

21)加藤、前掲書、27—28頁。

22)二宮、前掲書、39—54頁。

23)アマルティア・セン(池本幸生・その他訳)『不平等の再検討』岩波書店、1999年、59頁。

24)尾関周二著『言語的コミュニケーションと労働の弁証法』大月書店、1989年。

25)小松源助監訳『ソーシャルワーク実践におけるエンパワーメント』相川書房、2000年、139—141頁。

26)二宮、前掲書、88—89頁。

27)尾関、前掲書、110頁。

28)能動的・創造的能力とは、障害のある人の授産施設での作業活動がうまくできること等である。二宮厚美「発達保障としての21世紀の福祉」(福祉倶楽部・福井典子編『未来の日本へ、未来の福祉へ』萌文社、2003年、90—91頁)。また、受動的・享受的能力とは、福祉施設の利用者が福祉施設での食事を美味しく食べ、しかも適切な栄養摂取ができていないこと等である。二宮、前掲書、91頁。

29)二宮、前掲書、94—95頁。

30)加藤、前掲書、34頁。